

昭和二十九年法律第六十六号

(定義) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

第二条 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

第三条 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていいものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑に処する。

一 我が国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 我が国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことの業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

3 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第六条 第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(自首減免)

第七条 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、前項と同様とする。

2 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、前項と同様とする。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないふべき事項を除く。

附 则 (平成一三年一月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第一百二十二条を第一百二十三条とし、第一百二十一條

の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (昭和三〇年七月三〇日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日